

ケアハウスかがやきの郷 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人かずさ萬燈会が設置する軽費老人ホームケアハウスかがやきの郷（以下「施設」という。）

の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、日常生活上必要な相談助言、食事・入浴の提供、緊急時対応の便宜の供与することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| （1） 名 称 | ケアハウスかがやきの郷 |
| （2） 所在地 | 千葉県木更津市井尻9 5 1 番地 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容を次の通り定める。

(1) 施設長 1名(常勤兼務)

施設の従業者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上(常勤専従)

入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(3) 介護職員 1名以上(常勤専従1名以上)

入居者の日常生活全般にわたる生活支援を行う。

(定員)

第5条 施設の入所定員は、30人とする。

災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(施設サービスの内容)

第6条 施設で行うサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

施設管理者は、生活相談員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる

生活相談員は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて、自立を支援する上での課題を把握、

その上で入居者・家族の意向を踏まえて施設サービス計画原案を作成する

生活相談員は個別サービスの原案について入居者に説明し同意を得る

施設サービス計画の作成後においても、実施状況や満足度を把握、必要に応じて計画変更を行う

（２）相談・助言

施設職員は、入居者に対して親身になって各種相談に応じると共に適切な助言を行う

必要に応じて介護保険をはじめとしたサービス実施者と連携を取り、有効な利用ができるよう援助する

（３）食事

施設は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、毎日３食を適切な時間に行うこととする

また入居者の自立支援に配慮して、可能な限り食堂で行うよう努める

あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてよいものとする

（４）入浴

施設は、入居者に対しては入浴の機会を毎日提供し、定められた時間帯に入浴できるよう準備を行う

原則として、個別の入浴は行わないこととする

（５）直接的介護

入居者に対する直接的かつ計画的な身体介護や生活援助は原則実施しないものとする

ただし緊急やむを得ない場合は、迅速に併設の関連事業所と連携し積極的な援助にあたるものとする

（６）健康管理

施設長は、入居者の定期健康診断等を定期的に行い、その記録を保存する等日常における健康管理に

配慮することとする

(7) 社会生活上の活動への協力

施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーションの機会を設ける

入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じて協力する

入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者または家族が行う

ことが困難である場合は、同意を得て代行する

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定し、「利用料金表」として明示する。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、必要に応じて速やかに申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入所にあたっての留意事項)

第9条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する事項に関して説明を行い同意のもと契約を締結する。

2 施設は、心身に障害があるために原則として自炊ができない程度で、その他の日常生活の維持は可能である者が対象となり、かつ以下の条件を満たす者が入所する。

- (1) 満60歳以上であること。ただし夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であること。
- (2) 伝染病疾患及び精神的疾患を持たないこと。
- (3) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料金を負担できること。

(4) 確実な保証能力を有する連帯保証人を有すること。

3 入居者は、施設の利用にあたり、以下のことに留意する。

(1) 施設長は、「入居者心得」を入居者に配布し、その趣旨を十分説明する。

(2) 入居者は、外出・外泊を希望する場合、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(3) 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(4) 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

4 入居者が医療機関に入院する必要がある時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者などの責任者を定め、年3回定期的に避難訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、入居者の使用する設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

2 施設は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 3 月に 1 回以上開催

するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

(3) 施設において従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(協力病院等)

第 12 条 施設は、入居者が普段かかりつけにしている医療機関を把握し、緊急時など必要に応じて速やかに医療サービスが受けられるように整備するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 施設は、入居者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 施設が得た入居者または家族の個人情報については、施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、入職前の誓約書にて取り交わす。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書の提出若しくは提示を求めまたは市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び入居者またはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合には、指導または助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 施設は、提供したサービスに関する入居者またはその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、指導または助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（地域との連携等）

第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民または住民の活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たって提供したサービスに関する入居者またはその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが、相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第16条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の不測な急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針

を整備する

(2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その

分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を年2回行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周

知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を

受けたとされる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第19条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者またはほかの入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる

（1）身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その

結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

（業務継続計画の策定等）

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（禁止事項）

第21条 入居者または家族は、施設で次の行為をしてはならない

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または事故の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序や風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと

(その他運営に関する留意事項)

第22条 施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、指定介護福祉サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かずさ萬燈会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

平成21年7月25日一部改訂。(平成21年7月25日より施行)

令和4年10月1日一部改訂。(令和4年10月1日より施行)